

INDEX

・鶏卵生産者経営安定対策事業の第5期事業について	1
・農林水産大臣他農水省幹部に対する鳥インフルエンザについての団体要請	4
・令和5年度家畜防疫互助基金支援事業中央推進会議を開催予定	7
・「飼育米検査」の令和4年度実績	8
・令和5年度丸粒とうもろこし関税割当申請について（農林水産省）	10
・配合飼料供給価格の動向	11
・令和3年 鶏卵流通統計調査（農林水産省）	11
・統計データ	12
・協会活動報告	13

鶏卵生産者経営安定対策事業の第5期事業について

新年度から新たに鶏卵生産者経営安定対策事業の
第5期事業がはじまります。

令和5年度4月より、第5期鶏卵生産者経営安定対策事業がスタートしました。主なスケジュールおよび見直し事項は以下のとおりです。新たな事業内容について、加入生産者様にご理解をいただくため、ブロック説明会を開催します（3ページ参照）。

第5期鶏卵生産者経営安定対策事業に係るスケジュール

3月31日	農林水産省が安定対策事業費補助金交付等要綱を改正
4月上～下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・安定対策事業業務方法書の公表 ・eMAFFを用いた電子申請システム操作マニュアルの配布 ・積立金単価・協力金単価・別途納付金単価の公表
4月中下旬	安定対策事業に関するブロック説明会の開催 （5月初旬まで。3ページ参照）
4月末頃	安定対策事業契約関連資料を生産者へ送付 生産者への第4期無事戻しを実施（4月末ごろまでを目途）
5月～	安定対策事業契約申請開始 （電子申請システム*1による申請含む）
6月末日	<ul style="list-style-type: none"> ・安定対策事業基本契約、年次契約締切 ・安定対策事業契約締結後1ヵ月以内に、第一四半期及び第二四半期の積立金、協力金及び別途納付金の納付



第5期 鶏卵生産者経営安定対策事業の主な見直し事項

(1) 鶏卵生産者経営安定対策事業検討会(令和4年2月～4月：農水省開催)の取りまとめ*1を踏まえた見直し

① 価格差補填事業

ア) 国費補助率の引き上げ(1/8から1/6へ変更)

② 成鶏更新・空舎延長事業

ア) 空舎期間(120-150日未満)とこれに対応した奨励金単価を新設

イ) 再導入するひなが120日齢を超えている場合は、空舎期間のカウント方法を当該ひなが120日齢に達した日までに変更

ウ) 小規模生産者(10万羽未満)に限り対象とする出荷期間を拡張(標準取引価格(日毎)が安定基準価格を下回る日の30日前(→40日前)から上回る日の前日(上回る日の前日までに食鳥処理場に予約されている場合は上回る日の30日後(→40日後))までの成鶏出荷が対象。)

エ) 1月の発動を除外

オ) 自然災害等非常時における発動を停止

③ 各月の契約数量を生産実態に合致させるため、各月の日数に応じて設定

④ 鶏卵の需給見通し

ア) 鶏卵の機能性等についての情報発信を追加

イ) ひなの餌付け羽数調査の精度を向上し、確度の高い需給見通しを作成

⑤ 申請等の電子化

*1: 農林水産省ホームページ:

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/keiran_kentoukai.html

(2) 配合飼料価格安定制度への継続加入を要件化

(3) 「価格差補填交付金対象鶏卵は、生産者が自ら生産する鶏卵とする」旨を業務方法書に改めて記載

(4) 無事戻しを行う場合、生産者ごとの配分額を算定する際、第4期以前の負担金に相当する別途納付金額を除く



ヘルプデスクについて

生産者様による、電子システムによる申請を支援するため、当協会内にヘルプデスクを6月まで開設し、ご相談を受け付けております。
ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

(対応時間：月～金：9:00-11:30, 13:00-17:00 電話番号：03-6746-4091)



第5期鶏卵生産者経営安定対策事業に関するブロック説明会

加入生産者様、都道府県担当者様、申請代行者様、代行納付者様及び都道府県養鶏協会様を対象に、第5期鶏卵生産者経営安定対策事業に関するブロック説明会を以下の通り開催します。

なお、当日ご都合がつかない生産者様や新たに加入をご検討されている生産者様に対しては、当協会のホームページに説明動画を掲示する予定です。

■北日本地区	開催協力：青森県養鶏協会
開催日時：4月13日（木）13：30～15：30 開催会場：仙台 ホテル白萩 2階 錦の間	
■九州地区	開催協力：鹿児島県養鶏協会
開催日時：4月18日（火）13：00～15：00 開催場所：TKP ガーデンシティ鹿児島中央 屋久島	
■中部地区	開催協力：愛知県養鶏協会
開催日時：4月24日（月）13：00～15：00 開催場所：大津橋ビル 5階 大会議室	
■関東地区	開催協力：群馬県養鶏協会
開催日時：4月25日（火）14：00～16：00 開催場所：AP 八重洲7階 Q+R 会議室	
■沖縄地区	開催協力：沖縄県養鶏協会
開催日時：4月28日（金）15：00～17：00 開催場所：JA おきなわ本店（JA 会館）203・204 会議室	
■北海道地区	開催協力：北海道養鶏会議
開催日時：5月8日（月）14：00～16：00 開催場所：TKP 札幌駅カンファレンスルーム2D	
■中国四国地区	開催協力：広島県養鶏協会
開催日時：5月11日（木）13：00～15：00 開催場所：サンピーチ岡山 3階大会議室 ピーチホール	



農林水産大臣他農水省幹部に対する鳥インフルエンザについての団体要請

日本養鶏協会は、3月30日、令和4年シーズンの高病原性鳥インフルエンザが連続発生し、終息の目途が立たないことから、鳥インフルエンザの対応について、野村哲郎農林水産大臣と森健消費・安全局長に次ページの要請書を手渡しました。

当協会の杉原会長、松本筆頭副会長、米山副会長そして高松理事（鹿児島県養鶏協会会長）の4名は、野村大臣と森消費・安全局長に、生産現場の実情を訴えるとともに、要請書を手渡しました。

協会としては、発生農場で全羽数を処分する現行の措置について、事前に農場を分割し飼養衛生管理を別にするにより、処分を限定できることを周知し、生産者と消費者への打撃を少しでも緩和する必要があると考えています。

杉原会長は、この措置は現行の衛生管理の応用ではあるものの、情報が行きわたっていないことから、国に具体的手法の周知を求めました。

また処分後の処置については、地域によっては埋却地の手当てが困難な場合や処置後のトラブルが散見されることから、より一層の焼却処分の推進等を訴えました。

ワクチン接種については、国内外において効果的なワクチンは存在しない状況であることは承知するものの、国が頭からワクチン接種を対策から除外する方針であると、十分な調査研究はなされず、国産ワクチンの開発等はできなくなる懸念を表明しました。

現行の摘発淘汰の方針を堅持するものの、国は、効果的なワクチンが開発されればワクチン接種を否定するわけではなく、より一層の海外情報の収集や調査研究を進めたい旨を言及しました。

野村大臣と森局長との対話は1時間以上に及び、生産者の声に真摯に耳を傾ける姿勢を感じました。

そうした中で、家畜防疫対策は科学的根拠が必要なことから、生産者の要請を実現していくためには、鳥インフルエンザの病状をしっかりと把握した上で、今後とも、行政と生産者との双方向の対話の継続と国と地域、地域の中で道府県・家保と生産者との連携、そしてそれぞれの段階での積極的な取組が必要であることを感じました。

せっかく農場を分別したにもかかわらず、それを道府県の畜産課・家保が把握していないと、分割前の農場全体で飼養する家きんを疑似患畜として処分することとなります。そのため、農場分割にあたっては、事前に地元道府県の畜産課・家保と連携することが重要です。



要 請 書

我が国の養鶏産業の振興につきまして、日頃よりご支援とご指導を頂き、深く感謝申し上げます。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生の激しさについては、かつて経験のない事態であり、国、都道府県、自衛隊等関係機関の連携による迅速な防疫処置の遂行には、心から感謝いたします。

申し上げるまでもなく、この病気は、全国、いつ、どこでも発生しうることから、生産者が飼養している家きんは、常に感染の危機にさらされています。

当協会としても会員に飼養衛生管理基準の遵守を働きかけていますが、この徹底だけでは発生を予防しきれない状況を鑑み、高病原性鳥インフルエンザの対応につきましては、以下の点につき特段のご配慮とご支援をお願い申し上げます。

1. 農場の全群処分を採用せず、部分処分とするお願い

全羽数を処分すると生産者の経済的な打撃が大きく、また消費者への供給にも大きな支障をきたすことから、鳥インフルエンザ発生農場における処分については、飼養管理を分けること等により、生産規模によらず、本病が発生した鶏舎とその周辺に処分を限定することが可能なように、適切な検査、飼養衛生管理の具体的手法とその周知、必要に応じ都道府県との調整等を進めていただくようお願いいたします。

2. 焼却却に関するお願い

地域の実情によっては埋却地を手当てできず、埋却処理に限界が生じてきている現状に鑑み、当該地域の（共同）焼却施設の整備の充実を図るなど、焼却処理を推進していただき、併せて化成処理やその他の効果的な処理方法について海外事例の収集や調査を進めていただき、早めの対応をお願いいたします。

3. より深度のある、探求心に富んだ疫学調査のお願い

現行の枠組みの疫学調査とその結果による防疫対策のほかに、空気感染（塵芥（じんかい）感染：ごみを媒介とした感染ともいう）に焦点を当てた感染経路の究明の観点から、より深度のある疫学的調査を実施していただき、その結果を踏まえて対策を示されるようお願いいたします。



4. ワクチンに関するお願い

ワクチンに関して、海外先進国の情報収集と調査等と併せて、今後将来的に、産学官の連携により、効果の高い（高病原性鳥インフルエンザウイルスの多様な抗原性に対応可能な）ワクチンの研究開発を推進していただき、今後とも続くであろうこの病気の発生を念頭に、効果の優れたワクチンの製造と備蓄をお願いいたします。

5. 健全な経営再建支援へのお願い

鳥インフルエンザ発生農場における補償について、現行の手当金で処分鶏等の補償は可能ですが、鶏の再生産により利益を得るようになるまで、生産規模により1年以上の期間を要することから、以下の手当金等交付金の増額助成をお願いいたします。

- ① ひなの再導入までの期間、従業員を繋ぎ留めるには雇用を継続しなければなりません。そのための補償（人件費等）をお願いいたします。
- ② 原状復帰するまでの期間の減産による損失（減価償却費、借入利息等の固定費）

6. 制限区域内の育雛・育成農場の補償等についてのお願い

育雛・育成農場が制限区域にかかる場合、解除のタイミングによっては廉価での販売や場合によっては処分を余儀なくされます。売り上げの減少額等の補償はあるものの、例えば同一経営体で育成農場と成鶏農場が別にある場合は補償の対象にならない等の制約があります。育雛・育成鶏についても初生雛や鶏卵のような移動の特例措置をお願いいたします。それができない場合は処分費用の補償をお願いいたします。

7. 現行の処分方法の見直し等のお願い

先の第82回家きん疾病小委員会合同会合において言及されましたように、「野鳥の糞等の粉塵や羽毛の取り込みも発生の原因である可能性も考えられる」ことから、鶏の処分の際に塵芥が鶏舎の周辺に飛散しない処分の方法について十分考慮し検討されるようお願いいたします。

8. 最後に

地場で日本国民の重要な基本食材を日々生産している家畜生産者にとって、疫病による全頭羽数の処分は多大な苦痛と悲しみであり、将来不安を惹起する出来事であることは論を待ちません。

先の第82回家きん疾病小委員会合同会合において、鶏卵生産者は第一義的責任を有すると改めて言及されましたが、これから経営再建に立ち向かわなくてはならない生産者の負担を可能な限り減らすことは、生産者の経営再建のための基本であり、関係者の共通した認識として堅持していただくようお願いいたします。



令和5年度家畜防疫互助基金支援事業中央推進会議を開催予定

令和5年度家畜防疫互助基金支援事業中央推進会議の開催を予定しています

コロナ禍のためここ3年実施を見送ってきました家畜防疫互助基金支援事業の中央推進会議を以下のとおり、開催予定です。

記

1. 開催日時

東京会場 4月26日(水) 14:30～16:30

2. 開催場所

基本的には、Web参加としますが、リアル参加も対応可能です。
その場合の会場はA P東京八重洲となります。

3. 参加者(予定)

- ・各道府県養鶏協会等
- ・農林水産省動物衛生課
- ・(独)農畜産業振興機構畜産生産課
- ・(一社)日本食鳥協会
- ・(一社)日本種鶏孵卵協会

4. 目的

家畜防疫互助基金支援事業の円滑な実施を図るため

5. 議題(予定)

- ①令和4年度シーズンの発生の特徴
- ②令和2年度互助金交付農場の現地調査
- ③その他

【お問い合わせ】

業務第一部 担当：北村、飯村、藤居

Tel : 03-3297-5515 Fax : 03-3297-5519

「飼料米検査」の令和4年度実績

「飼料米検査」の令和4年度実績

— 検査開始以来最大の検査重量達成 —



ロシア・ウクライナ問題が穀物等の資材高に拍車をかけ、我が国においても配合飼料費が高騰するという情勢の中、国内産の穀物を利活用する飼料米の重要性は非常に高まっています。当協会は、食料自給率の維持向上のため飼料米等の生産拡大を推進する国の方針に基づき、飼料米を利活用した鶏卵の生産拡大に資するため、本事業に積極的に取り組んでいます。

令和4年度（R4年8月～R5年1月）は、15県、225名の稲作生産者より検査請求があり、計453件、7,290トンにのぼる飼料米の検査が実施されました。

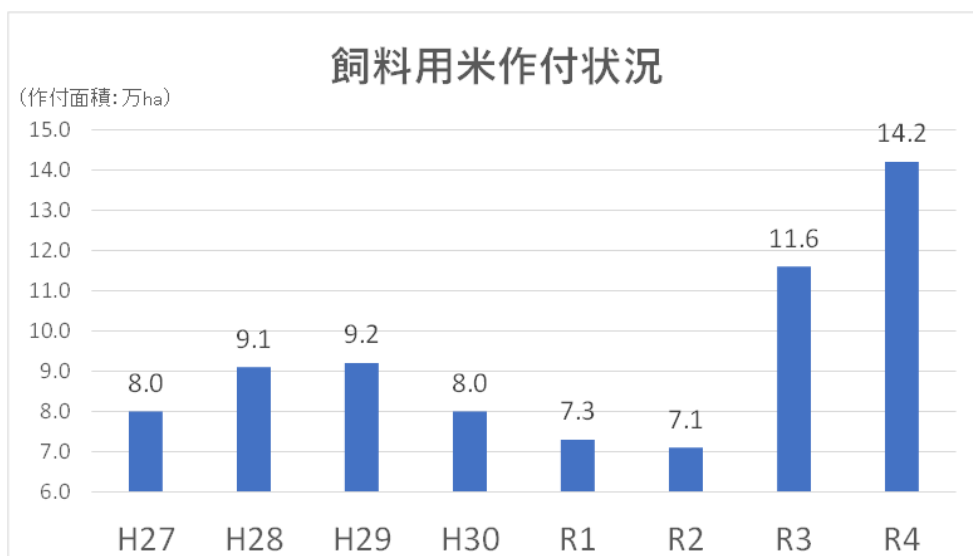
ここ数年、全国的に飼料米の作付面積が拡大しており（図1）、その傾向が如実に表れた結果となりました。

（図2）が検査件数・重量の推移です。

検査件数は検査開始年度より一貫して減少を続けていましたが、前年度初めて増加に転じ、今年度もその傾向が継続しました。また、検査重量も同様の傾向となっており、今年度は過去最高の検査重量となりました。初年度以降、一件当たりの検査重量は一貫して増加を続けており（図3）、件数増と相まって検査重量大幅増に結びついたものと思われます。

当協会としては、食料自給力の維持向上のため飼料米などの生産拡大を推進する国の方針に基づき、引き続き飼料米検査業務の支援を行っていく予定です。

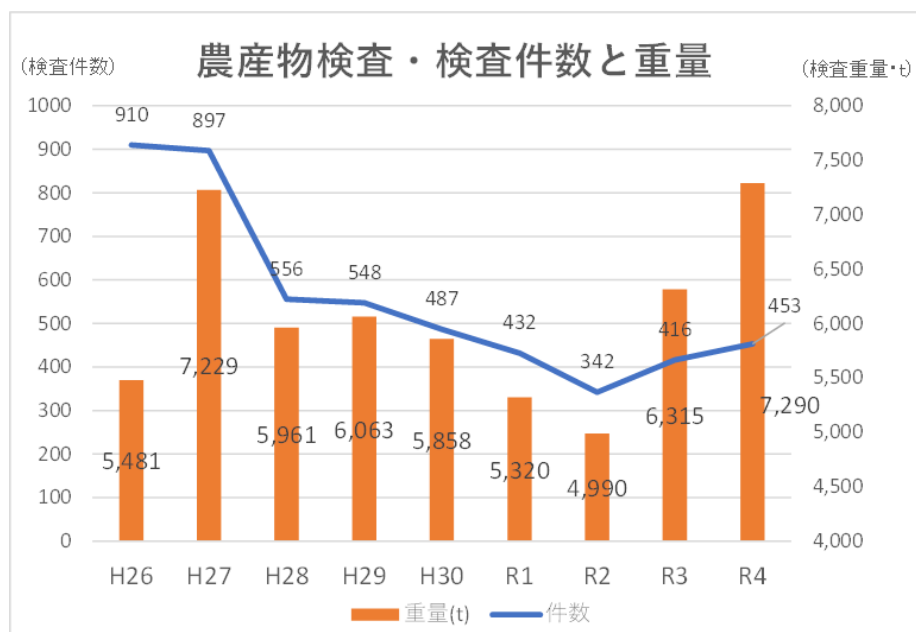
（図1）



【 飼料用米をめぐる情勢について（農林水産省農産局）より 】



(図2)



(図3)



(一社)日本養鶏協会は、平成26年度より登録検査機関として活動を開始。

飼料米を利用する養鶏生産者自らが検査員となり自社使用となる飼料米の検査を行うため、日本養鶏協会が登録検査機関として、国の認定を受け検査員の支援を行っている。

現在、14県：39名の方が協会所属の農産物検査員として検査業務を実施。

■ [飼料用米関連情報（農林水産省）](#)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryouqa.html>

■ [飼料用米をめぐる情勢について（農林水産省）](#)

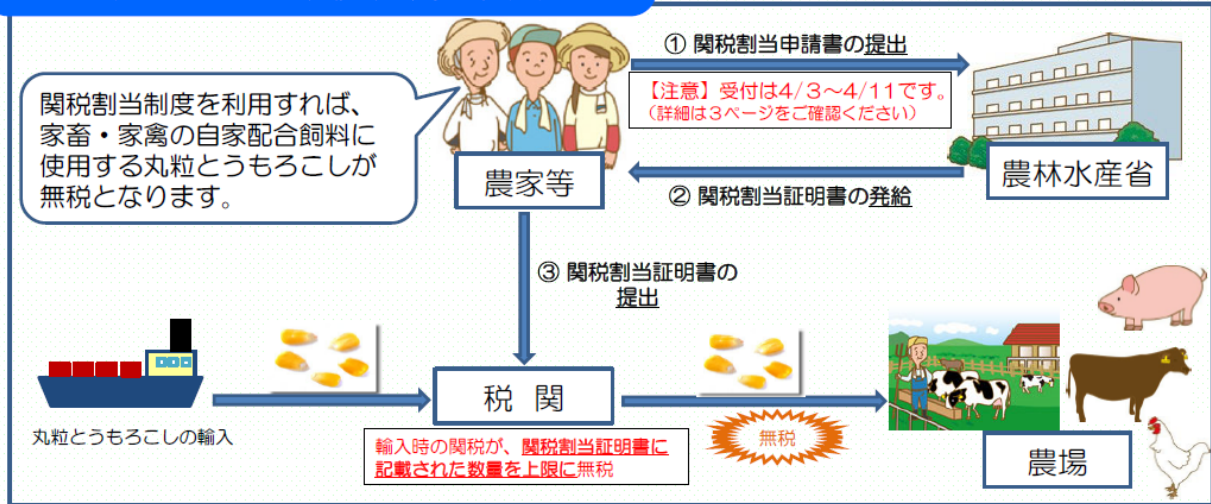
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/attach/pdf/siryouqa-97.pdf>

令和5年度丸粒とうもろこし関税割当申請について（農林水産省）

令和5年度単体飼料丸粒とうもろこしの関税割当申請受付は4/3～4/11となります。ご活用の皆様にあつては、お忘れなく期限内での申請をお願いいたします。

丸粒とうもろこしの関税割当制度について

丸粒とうもろこしの関税割当制度の仕組み



利用者の現況《利用者数と使用数量（令和3年度）》

乳牛・肉牛生産者
利用者数 49者
使用数量 約 2.8万ト



養豚生産者
利用者数 82者
使用数量 約20.7万ト



養鶏生産者
利用者数 21者
利用数量 約 1.9万ト



利用の申請をされる方の多くは、自家配合飼料を利用する畜産農家や、畜産農家に飼料を販売する販売者・組合等です。

申請書類の準備や輸入の通関手続き等は、利用者本人ではなく輸入を代行する業者等に委託することもできます。



申請者の資格

- (1) 畜産経営者であつて、自家配合飼料を使用する一定の施設を有する者（注）
又は
- (2) 飼料販売業者等
（割当を受けた丸粒とうもろこしを、飼料として自ら使用する畜産経営者に直接販売する者）

（注）施設は、共同利用施設でも可。ただし、税関長の確認を受けている必要があります。

■ 丸粒とうもろこしの関税割当制度の紹介（パンフレット）

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryu/attach/pdf/index-872.pdf

■ 令和5年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/02/r5/attach/pdf/r050310-17.pdf

【お問い合わせ】

農林水産省 畜産局 飼料課 流通飼料対策室 需給対策第1班
Tel : 03-3502-8111（内線 4915） 03-3591-6745（直通）



配合飼料供給価格の動向

令和5年4～6月期の配合飼料供給価格については、飼料情勢・外国為替情勢等を踏まえ、令和5年1～3月期に対し、全国全畜種総平均トン当たり2,000円値下げすることが決定されました。

なお、改定額は、地域別・畜種別・銘柄別に異なります。



単位：円／平均トン（前四半期比較）

区分	1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	年間
令和5年	▼1,000	▼2,000			▼3,000
令和4年	↑2,900	↑4,350	↑11,400	据え置き	↑18,650
令和3年	↑3,900	↑5,500	↑4,700	▼1,250	↑12,850
令和2年	↑700	▼800	▼1,000	↑1,350	↑250
令和元年	↑500	▼850	▼400	▼650	▼1,400

出典：全国農業協同組合連合会（JA全農）「配合飼料供給価格」

■令和5年4～6月期の配合飼料供給価格改定について

<https://www.zennoh.or.jp/press/release/2023/94668.html>

令和3年 鶏卵流通統計調査（農林水産省）

令和5年3月28日、農林水産省から「令和4年鶏卵流通統計調査」が公表されましたので、以下の通りご紹介します。

■令和4年鶏卵流通統計調査結果（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/attach/pdf/index-6.pdf

【お問い合わせ】

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 消費統計室 担当者：流通動向第2班
代表：03-3502-8111（内線3710） ダイヤルイン：03-3502-5947

農林水産省 大臣官房統計部 統計企画管理官 担当者：統計広報推進班
代表：03-3502-8111（内線3589） ダイヤルイン：03-6744-2037



統計データ



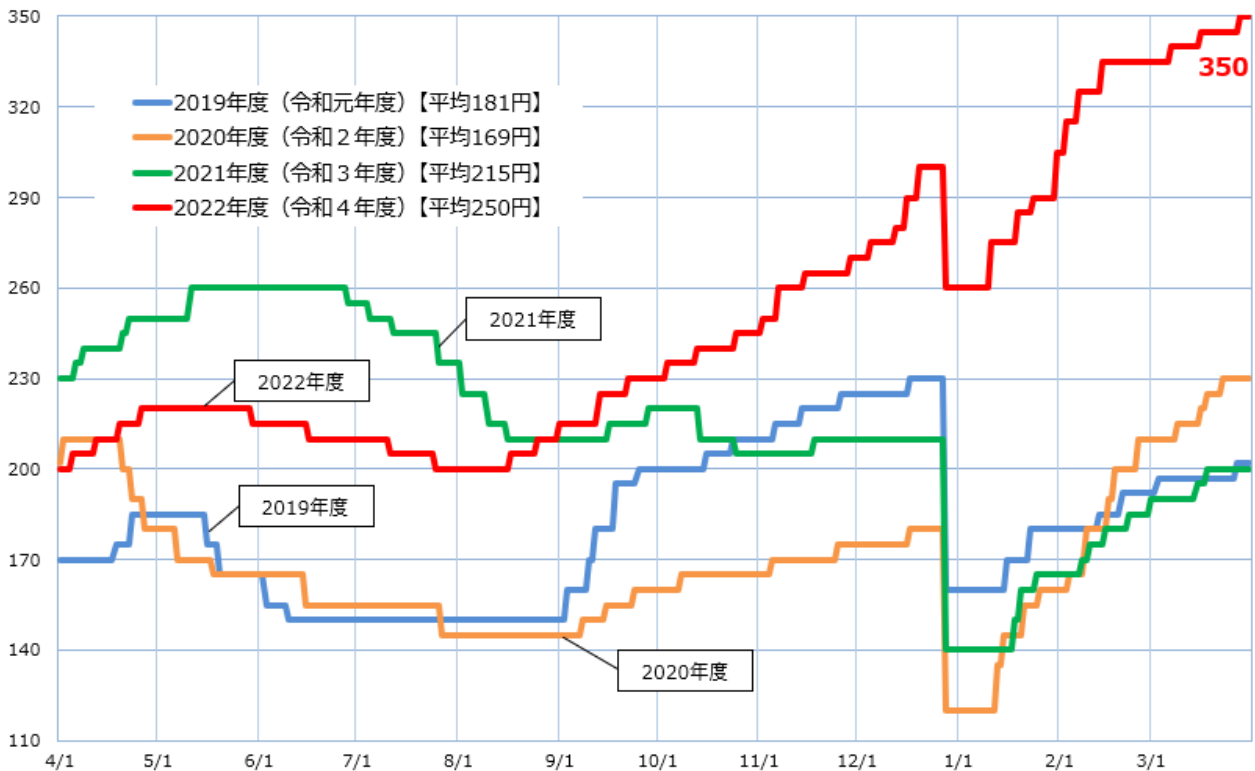
鶏卵相場動向 — 過去10年間の3月相場 東京全農Mサイズ 円/kg

	平均値	高値	安値
平成26年	240	258	234
平成27年	209	233	199
平成28年	209	233	194
平成29年	204	228	184
平成30年	189	218	164
令和元年	152	183	139
令和2年	185	212	174
令和3年	183	230	154
令和4年	175	205	159
令和5年	342	374	329
平均値	221	243	210

令和5年3月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）の高値374円は、過去10年の平均値243円を131円上回り、安値329円は、過去10年の平均値210円を119円上回っています。



鶏卵相場推移 2019年度～2022年度 東京全農Mサイズ 円/kg



鶏卵相場は年始の260円から上昇が続き、350円となりました。



鶏卵関係主要計数 —— 令和5年1月までの年間の主要計数推移

注：雛餌付羽数は全国推定値

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
			成 鶏 用		一人当たり		東京全農M	
	数量(千羽)	前年比	数量(千ト)	前年比	数量(g)	前年比	前年	本年
4年 2月	8,670	97.5%	450	102.4%	895	97.3%	183	175
3月	9,248	102.3%	515	101.8%	959	101.7%	220	195
4月	8,843	91.6%	485	102.2%	917	93.8%	241	211
5月	9,302	101.3%	480	103.3%	936	93.3%	258	219
6月	8,450	83.8%	489	102.5%	862	97.6%	259	213
7月	9,018	91.4%	438	94.5%	916	101.4%	245	205
8月	8,482	104.2%	467	103.3%	877	95.8%	215	204
9月	7,826	87.7%	461	99.0%	882	97.9%	213	223
10月	8,406	86.7%	470	101.4%	955	101.4%	213	239
11月	8,767	96.8%	481	99.4%	911	98.6%	207	262
12月	9,076	94.8%	511	96.9%	943	99.6%	210	284
5年 1月	8,475	99.3%	447	96.7%	898	96.8%	151	280
1年間合計平均(%)	104,563	94.8%	5,694	100.3%	10,951	97.9%	218(平均)	226(平均)

- ・雛餌付羽数は、8,475千羽（前年比99.3%）と前年比0.7%減となりました。
- ・配合飼料出荷量は、447千トン（前年比96.7%）と前年比3.3%減となりました。
- ・鶏卵の家計消費量は898グラム（前年比96.8%）と前年比3.2%減となりました。
- ・鶏卵相場は、前年平均の129円高を示しました。

協会活動報告



鶏卵生産者経営安定対策事業 (<http://www.jpa.or.jp/stability/>)

① 価格差補填事業の事業参加者との契約数量（トン/月当たり）

令和 元年度	167,141
令和 2年度	163,160
令和 3年度	153,391
令和 4年度	149,558

② 標準取引価格
令和5年3月 338.56円/kg

③ 補填基準価格 209円/kg
安定基準価格 190円/kg

日鶏協ニュース 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会
〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)
Tel：03-3297-5515 Fax：03-3297-5519 発行日：2023年4月5日
編集・発行責任者：浅木 仁志(info@jpa.or.jp)